

新潟県ヤングケアラー支援検討会議設置要綱

(目的)

第1条 ヤングケアラー支援の推進を目的として、ヤングケアラー及び関係機関による支援の実態を把握するとともに、広く関係者の意見を聴取し今後の施策に反映させるため、「新潟県ヤングケアラー支援検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 検討会議は、委員10人程度をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、教育関係者、福祉関係者、民間団体、行政関係者その他の関係団体のうちから知事が委嘱する。
- 3 検討会議に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 委員長は検討会議の会務を総括する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長が指名する者がその職務を代理する。

(運営)

第3条 検討会議は福祉保健部長が招集する。

- 2 検討会議は、必要があると認めるときは、関係者を出席させて、その意見を求めることができる。

(事務局)

第4条 検討会議の事務局は、福祉保健部こども家庭課とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。